

議案第百三十三号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。



昭和四十七年十二月二十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年拾月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「二千二百円」を「二千四百円」に、「六百円」を「八百円」に、「千四百円」を「千六百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「二千八百円」を「四千円」に、「千四百円」を「二千円」に改め、同項第二号中「九百円」を「自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満である職員にあつては千円、その他の職員にあつては千五百円」に、「町規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる職員」を「その他の職員のうち、町規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる者」に、「千四百円」を「千八百円」に改め、同項第三号中「二千八百円」を「四千円」に、「千四百円」を「二千円」に改

める。

第二十四条第二項を次のように改める。

2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職されたときは、その休職期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ全額を、休職期間が満二年以上満三年に達するまでは、それぞれ百分の八十を支給することができる。

別表第一 行政職給料表等級別標準職務表

職務の等級	職務の内容
一等級	課長の職務又はこれに相当する職務
二等級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務
三等級	係長の職務又はこれに相当する職務
四等級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう職務
五等級	定型的な業務を行なう職務

別表第三を次のように改める。

別表第三 行政職給料表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	— 円	— 円	51.700 円	45.300 円	— 円
2	76.900	63.800	54.500	47.200	36.300
3	80.400	66.800	57.300	49.300	37.500
4	83.900	69.800	60.200	51.600	38.700
5	87.400	72.900	63.100	53.900	39.900
6	90.900	76.000	66.000	56.200	41.600
7	94.700	79.200	68.700	58.500	43.400
8	98.500	82.400	71.400	60.800	45.200
9	102.300	85.700	73.900	62.800	46.500
10	106.100	89.000	76.400	64.800	47.800
11	109.900	92.300	78.900	66.600	49.000
12	113.700	95.500	81.400	68.400	50.200
13	117.000	98.700	83.900	70.200	51.300
14	120.300	101.600	86.100	71.500	52.400
15	123.000	104.100	88.300	72.700	53.400
16	125.700	106.100	89.800	73.700	54.300
17	127.800	107.800	91.100	74.700	55.200
18	129.900	109.200	92.400	75.700	
19	131.900	110.600	93.600	76.700	
20	133.900	111.900	94.800		
21		113.200	96.000		
22		114.500			

別表第四
医 療 職 給 料 表

職務の 等級	1 等 級	2 等 級
号 給	給料月額	給料月額
1	103.200 円	_____ 円
2	108.000	89.100
3	112.800	93.600
4	117.900	98.400
5	123.000	103.200
6	128.100	108.000
7	133.200	112.800
8	138.300	117.700
9	143.400	122.600
10	148.500	127.500
11	153.600	132.400
12	158.000	136.500
13	162.400	140.600
14	166.800	144.300
15	171.200	147.700
16	174.800	151.100
17	178.400	154.500
18	182.000	157.900
19	185.000	160.600
20	188.000	163.300
21	190.500	165.400
22	193.000	167.500
23	195.500	169.400
24		171.300

別表第四を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第二十四条第二項及び別表第一の規定を除く。）は、昭和四十七年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和四十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に遡算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例

(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同

条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければなら
ない。

(給与の内払)

6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改
正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必
要な事項は、町規則で定める。